

陽性者が複数名発生している幼保施設様へ 検査のご案内

R4.10.3時点

県では、幼保関係者で複数名の同時感染が確認された場合、感染拡大防止のため、ご希望があれば施設検査を実施いたしますので、下記のとおりお申込みくださいますよう、よろしくお願いいたします。

なお、本通知の内容について、保健所へのお問い合わせはお控えくださいますよう、よろしくお願いいたします。

1. 検査の内容について

(1) 検査対象施設

- ・ 幼保関係施設のうち、園児または職員に複数名（※）の同時感染が確認された施設
⇒ 対象：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業所（訪問系除く）、認可外保育所
- ※ 複数名とは5名を目安とし、クラスター発生が疑われる場合を指す。

(2) 検査方法（PCR検査）

- ・ 検体採取方法：唾液採取による検査（唾液以外での採取はできません）
- ・ 検査料：無料

(3) 検査対象者

児童または担当職員のうち、無症状で、且つ、下記条件①～④に該当するなど、陽性者との接触の度合いが大きく、感染が疑われる方に限定してください。

検査対象者については、施設側で受検者リストを作成、提出してください。

- ① 患者と同居している者
- ② 適切な感染防護なしに患者を診察、看護若しくは介護していた者
- ③ 患者の体液等に直接接触した可能性が高い者
- ④ おおよそ1メートル以内で、マスク等をせずに、患者と15分以上の接触があった者

⇒ 症状がある方については、本事業ではなく、かかりつけ医または診療検査医療機関へ必ずお電話のうえで受診してください。

(4) その他（検査結果が「陰性」の場合）

検査結果が「陰性」の場合、下記のご対応となりますことをご承知のうえ、児童の保護者の方へも事前にお知らせいただきますようお願いいたします。

⇒ 原則、自宅待機は不要です。ただし、各施設において、自宅待機が必要と判断した場合には、柔軟なご対応をお願いいたします。

(5) 注意事項（重要）

検査結果については、後述（<検査結果の報告方法について>）記載の方法でご連絡いたします。

※ 通常、検体を検査機関に提出してから、結果が判明するまで2日程度を要しますことをご承知のうえ、検査機関や保健所、県に対し、「早く検査結果を教えてください」等のお問合せいただくことはご遠慮くださいますようお願いいたします。

2. 検査申込方法について

下記3の検査機関リストから検査機関を選択していただき、直接検査機関にお電話にてお申込みください。

3. 検査申込先について

以下が対応可能な検査機関のリストとなります。まずは検査機関までご連絡ください。

施設所在のご住所を確認の上、施設の所在市町村に該当する4つの検査機関から選択のうえ、直接お電話にてお申込みください。

(原則、平日の午前9時から午後5時のみ)

施設の所在市町村	検査申込先	連絡先	担当者名
水戸市、笠間市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、常陸太田市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、東海村、大子町、日立市、高萩市、北茨城市	株式会社江東微生物研究所 (水戸営業所)	090-8479-6071 090-8479-6829	武類 星
	茨城県薬剤師会検査センター	029-306-9086	郡司
	昭和メディカルサイエンス	029-248-5660	早乙女
	茨城県総合健診協会	029-241-0011	亀代
鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、守谷市、稲敷市、美浦村、阿見町、河内町、利根町、土浦市、石岡市、かすみがうら市、結城市、下妻市、筑西市、桜川市、八千代町、古河市、坂東市、五霞町、境町、常総市、つくば市、つくばみらい市	株式会社江東微生物研究所 (つくば営業所)	090-8563-7348	大木
	茨城県総合健診協会	029-241-0011	亀代
	つくば i-Laboratory	029-850-1320	内藤
	茨城県薬剤師会検査センター	029-306-9086	郡司

【お問い合わせ】

茨城県 保健福祉部 感染症対策課 江橋、赤穂、関
TEL 029-301-3219 E-mail yobo9@pref.ibaraki.lg.jp

<検査結果の報告方法について>

○ 結果がすべて陰性の場合

⇒ 検査機関から施設のご担当者様に検査結果をご連絡いたします。(メール、FAX 又は電話)
施設ご担当者様から受検者全員 (または保護者) へ陰性の結果をご連絡ください。

○ 結果が陽性の方がいた場合

⇒ 検査機関から施設のご担当者様に受検者全員の検査結果をご連絡すると同時に、
保健所から陽性者本人 (または保護者) に個別にご連絡いたします。
陽性者本人 (または保護者) への告知は、必ず保健所から最初に連絡する必要があることをご理解ください。

⇒ 保健所から連絡を受けた後、陽性者本人 (または保護者) から施設に対して、陽性の旨を
申告いただくようあらかじめ周知ください。

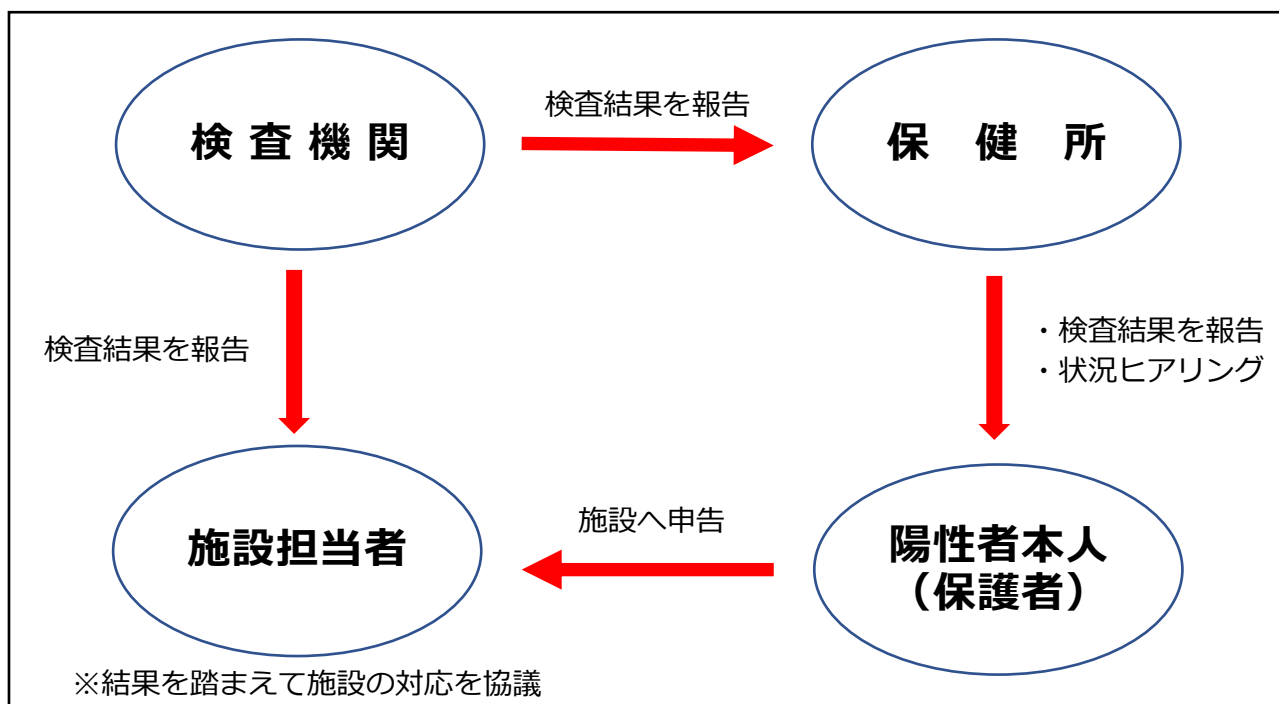
※ 陽性者本人 (または保護者) には、必ず最初に保健所から連絡する必要があることをご了承ください。その前に、施設から陽性者本人 (または保護者) に連絡することはお控えください。個人情報等の観点から、トラブルに発展する可能性があります。

※ 検査をお申込みいただくにあたり、施設ご担当者様をお願いしたいこと

(施設の検査結果で陽性の方がいた場合)

事前に必ず施設から保護者に対して、「検査結果が陽性の場合にも、検査機関から施設の担当者には受検者全員の結果が伝えられることになるが、陽性者本人 (または保護者) への結果連絡は保健所から直接行うので、施設からは連絡しない」旨をご説明いただき、保護者の了解が得られた場合にのみ、検査にお申込みくださいますようお願いいたします。

(陽性の場合の結果連絡フロー図)



<検査の流れについて>

- ① 検査の申込方法：検査機関に電話でお申し込みください。
 - ・リストに掲載されている検査機関よりお選びください。
 - ・検査機関の状況によっては、お受けできない場合がございます。
その場合には、お手数ですが改めて他の検査機関へお申し込みください。

 - ② 検査機関の指示に従って、検査機関へ受検者リストをご提出ください。
併せて、検査日程等の調整をさせていただきます。
(調整事項：検査キットの配布日、検査キットの回収日 等)

 - ③ 検査機関から検査キット（唾液を入れる容器等）が届きます。

 - ④ 検査対象者がそれぞれご自身で検体（唾液）を採取してください。
 - ・ご自身で検査キットに唾液を入れるタイプとなります。
 - ・検体採取について、立ち合いは不要です。各自で採取してください。

 - ⑤ 採取した検体については、1か所にまとめておいてください。

 - ⑥ 前もって指定した日に、検査機関が検体を回収に伺います。
- ※ 検査状況によっては、回収にご協力いただくなど、検体回収方法（上記⑥）の変更をお願いする場合がございますので、お申し込みの際に、検査機関にご確認いただけますと幸いです。